

注意

入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札の際に、次の書面の提出が必要になりました。

(入札書ごとに必要です。)

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完・提出後の訂正は不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

(よくある誤り)「陳述」欄「□自己の計算において・・・ありません」の□のチェックは、「他人から資金の提供を受けて、当該他人のために入札に参加する場合等」にチェックするものです。金融機関から融資を受けて自己のために不動産を取得する場合には、チェックは不要です。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

令和6年（ケ）第192号

物件番号2～5、10

注 意 書

本件は、

「物件番号1、6～9」

「物件番号2～5、10」

の2つの売却単位があります。

入札にあたり、入札書の物件番号は、物件
2～5、10を記載してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年10月29日

仙台地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 高 橋 宏 行

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年11月18日 午前 9時00分から 令和 7年11月25日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年11月27日 午前10時00分 場 所 仙台地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 7年12月12日 午後 3時00分 場 所 仙台地方裁判所第4民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	別紙物件目録中、☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年10月29日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

2 所 在 登米市津山町横山字大畑

地 番 133番

地 目 畑

地 積 104平方メートル

(現況)

地 目 山林

3 所 在 登米市津山町横山字大畑

地 番 150番

地 目 畑

地 積 1526平方メートル

(現況)

地 目 原野

4 所 在 登米市津山町横山字大畑

地 番 159番

地 目 畑

地 積 1524平方メートル

(現況)

地 目 原野

5 所 在 登米市津山町横山字大畑

地 番 163番



物 件 目 録

地 目 畑

地 積 70平方メートル

(現況)

地 目 原野

10 所 在 登米市津山町横山字大畑

地 番 187番

地 目 山林

地 積 20670平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 7月16日

仙台地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 平 塚 秀 喜

1 不動産の表示

【物件番号2～5, 10】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2～5, 10】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号2～5】

本件土地の現況は農地ではない旨の農業委員会の回答がある。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

2 所 在 登米市津山町横山字大畑

地 番 133番

地 目 畑

地 積 104平方メートル

(現況)

地 目 山林

3 所 在 登米市津山町横山字大畑

地 番 150番

地 目 畑

地 積 1526平方メートル

(現況)

地 目 原野

4 所 在 登米市津山町横山字大畑

地 番 159番

地 目 畑

地 積 1524平方メートル

(現況)

地 目 原野

5 所 在 登米市津山町横山字大畑

地 番 163番



物 件 目 録

地 目 畑

地 積 70平方メートル

(現況)

地 目 原野

10 所 在 登米市津山町横山字大畑

地 番 187番

地 目 山林

地 積 20670平方メートル



令和 6年(ケ)第 192号
令和 7年 1月23日受理
令和 7年 4月 8日提出

現況調査報告書

(物件2～5, 10)

仙台地方裁判所

執行官 佐藤 俊也 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

2 所 在 登米市津山町横山字大畑
地 番 133番
地 目 畑
地 積 104平方メートル
所有者A

3 所 在 登米市津山町横山字大畑
地 番 150番
地 目 畑
地 積 1526平方メートル
所有者A

4 所 在 登米市津山町横山字大畑
地 番 159番
地 目 畑
地 積 1524平方メートル
所有者A

5 所 在 登米市津山町横山字大畑
地 番 163番
地 目 畑
地 積 70平方メートル
所有者A



物 件 目 録

10 所 在 登米市津山町横山字大畑
地 番 187番
地 目 山林
地 積 20670平方メートル

所有者A

(土地用)

不動産の表示	「物件目録（物件２～５，１０）」のとおり
住居表示	未実施
土地	物件２～５，１０
現況地目	☐ 宅地（物件　　） ☐ 公衆用道路（　　） ☐ 雑種地（物件　　） ☒ 山林（物件２，１０） ☒ 原野（物件３～５） ☐
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ☐ 上記の者が本土地上に，下記目的外建物を所有し，占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し，占有している ☒ 上記の者が物件２につき山林（非農地），物件１０につき山林の状態で，物件３～５につき原野（非農地）の状態で占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり
その他の事項	登米市農業委員会事務局からの回答によれば，物件２～５については登記記録上は農地（畑）となっているが，同委員会としては，非農地と認定されており，競売手続による売却に際して買受適格証明書は不要であるとの見解である。 物件２の北側，物件３～５の南東側，物件１０の北西側で接する道路は，認定外の市道である。
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 保管開始日 平成 支部 年 平成 年（　）第 月 日 号
建物 （目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (所有者)	物件2～5については、ほとんど行くことがありません。物件10の山林は先祖代々所有している山林ですが、今は、昔の林道も使用されていない状態ですから、奥まで入ることは困難です。売却するとしても、搬出のための林道を設けると多額の費用がかかることから売却もできません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年1月24日（金） 12：00－12：05	登米市役所	登米市役所総務部税務課に資料交付依頼 （1／29 回答書到着）
同 日	執行官室	登米市農業委員会事務局へ照会 （2／4 回答書到着）
7年2月3日（月） 11：10－11：20	仙台法務局塩竈支局	全部事項証明書受領
7年2月26日（水） 13：10－15：30	物件所在地（物件1 ～10）	立入調査 占有調査 間取確認 写真撮影 所有者 Aから事情聴取 （評価人同行）
年 月 日（ ） ： ー ：		
年 月 日（ ） ： ー ：		
年 月 日（ ） ： ー ：		

（特記事項）

- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- ☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。
- ☐

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

+46507.860

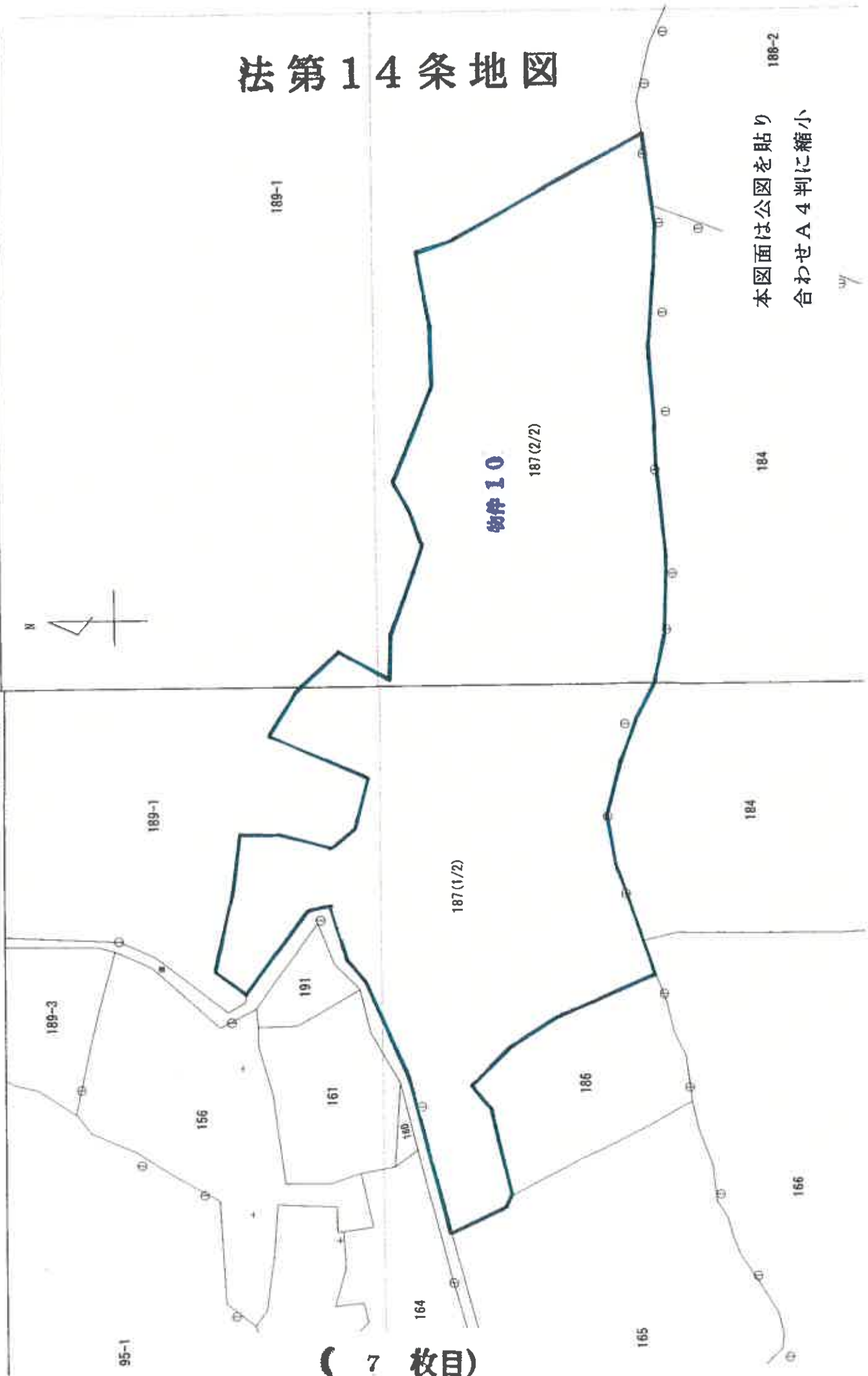
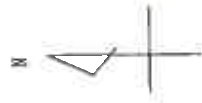


A4判に縮小

(6 枚目)

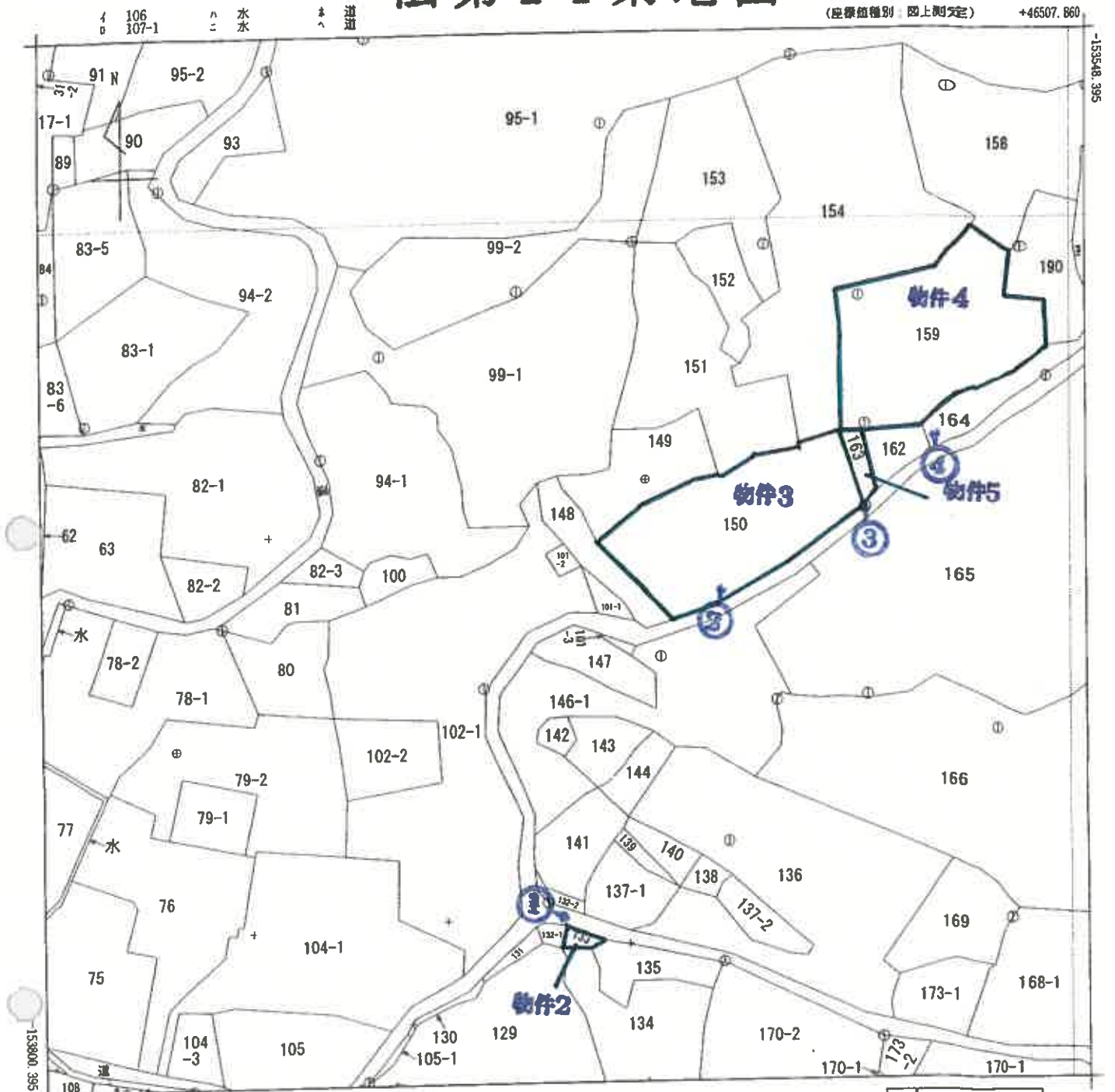
法第14条地図

(座標値単位：図上測定) 445708 690



本図面は公図を貼り
合わせA4判に縮小

法第14条地図



+46257.860 (座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouki2011.par)による修正がされています。
(注) 国土交通省国土地理院による座標補正パラメータ(iwataniyagi2008.par)が未公表等の理由により、修正がされていません。

凡例

←○写真(撮影場所)

A4判に縮小

地番区域見出
津山町横山
字大畑

請求部	所在	登米市津山町横山字大畑				地番	101番2			
出力縮尺	1/1000	精度区分	乙二	座標系又は番号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和60年2月			備付年月日(原図)	昭和61年11月1日			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(仙台法務局登米支局管轄)

令和6年12月5日

東京法務局

請求番号：4-1

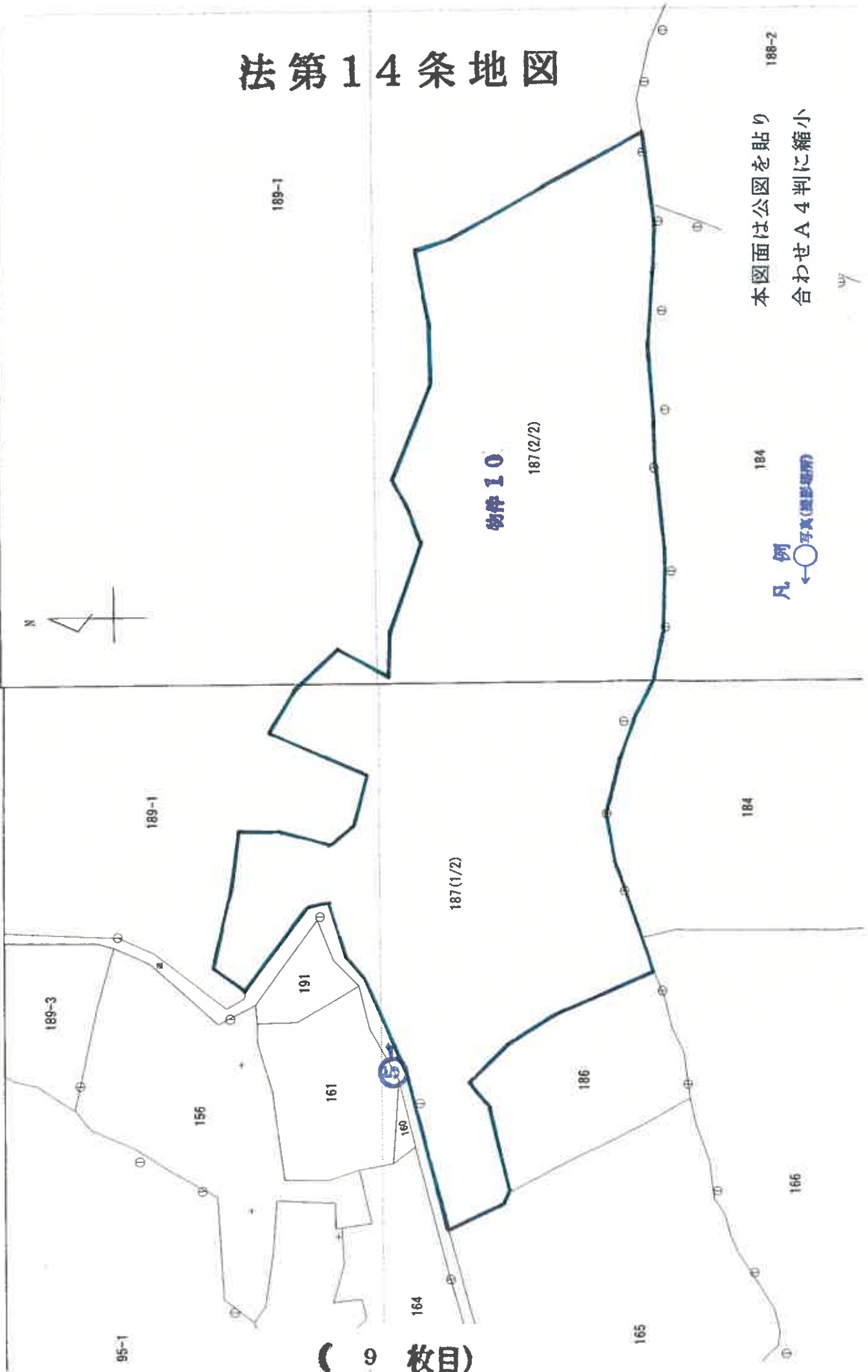
(1/1)

登記官

(8 枚目)

法第14条地図

(座標値補正：図上測定) +46708.694



(9 枚目)

写 真 1

物件 2



写 真 2

物件 3



写 真 3

物件 3

物件 5



写 真 4

物件 4



写 真 5

物件 1 0



令和 6 年 (ケ) 第 192 号
令和 7 年 2 月 26 日 現 地 調 査
令和 7 年 4 月 14 日 評 価

仙台地方裁判所第4民事部 御中

評 価 書
(物件2～5・10)

評価人 不動産鑑定士

有川 卓也

第1 評価額

一 括 価 格	
金 208,000円	
内 訳 価 格	
物件2(土地)	金 1,000円
物件3(土地)	金 22,000円
物件4(土地)	金 22,000円
物件5(土地)	金 1,000円
物件10(土地)	金 162,000円

- 1 一括価格は、物件2～5・10の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
2	所 地 地 地 在 番 目 積	別紙物件目録記載のとおり	山林
3	所 地 地 地 在 番 目 積		原野
4	所 地 地 地 在 番 目 積		原野
5	所 地 地 地 在 番 目 積		原野
10	所 地 地 地 在 番 目 積		
番号	特 記 事 項		
2～5・ 10	① 樹木等の繁茂により立入りが困難な部分があり、境界等の詳細な確認が困難であったため、現地調査では立入り・目視可能な範囲で確認を行い、航空写真、公図、登米市ご提示の図面等に基づき照合を行った。その結果、現地の状況とこれら図面とは概ね符合すると判断されたほか、国土調査が実施済みの地域であるため、地積は登記数量を採用することとした。 ② 現況地目は、現地調査及び登米市農業委員会による調査結果を踏まえて判定した。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

(1) 物件2

位 置 ・ 交 通	JR気仙沼線BRT「陸前横山」駅の南東方・道路距離約4.0km (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	目的物件周辺は、杉を主体とする農村林地地域が広がっている。有効幅員約2mの未舗装認定外道路が標準街路で、広幅員道路へと繋がる市道も狭隘であることから、林業用の大型車等による通行は困難である。 津山町は津山杉に代表される林業や木材産業が有名な地域であるが、林業従事者の減少・高齢化が進んでおり、林業を取り巻く環境は厳しい状況下にある。 なお、宅地化の影響は殆ど受けておらず、今後も概ね現状程度で推移するものと予測する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 そ の 他 の 規 制	都市計画区域外 無指定 無指定 無指定 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)
画 地 条 件	地 積 間 口 ・ 奥 行 形 状 街 路 接 面 状 況 そ の 他	104㎡ 間口約10m・奥行約6m ほぼ台形 中間画地 特になし
自 然 的 条 件	気 温 ・ 乾 湿 等 風 標 高 傾 斜 ・ 地 勢 傾 斜 の 位 置 宅 地 化 の 影 響	普通 普通 約85m 概ね南方に向かって下り傾斜 山麓 なし
接 面 道 路 の 状 況	○ 北側有効幅員約2m、認定外道路、舗装無、概ね等高接面	
土 地 の 利 用 等 状 況	畑としての管理はなされておらず、雑木林として利用されている。	
埋蔵文化財の有無	周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されていない。	
土 壌 汚 染 の 有 無	現地調査や各種資料等を勘案する限度において、土壌汚染の徴表は認定し難い。	
特 記 事 項	登米市洪水ハザードマップによると、目的土地は浸水想定区域外にある。	

(2) 物件3～5

位 置 ・ 交 通	JR気仙沼線BRT「陸前横山」駅の南東方・道路距離約4.1km (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	前記(1)物件2と同じ	
主 な 公 法 上 の 規 制 等	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 そ の 他 の 規 制	都市計画区域外 指定無 指定無 指定無 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)
画 地 条 件	地 積 間 口 ・ 奥 行 形 状 そ の 他	3,120㎡ 間口約58m・奥行約50m 不整形 特になし
自 然 的 条 件	気 温 ・ 乾 湿 等 風 標 高 傾 斜 ・ 地 勢 傾 斜 の 位 置 宅 地 化 の 影 響	普通 普通 約100～110m 目的土地内への立入りが困難であったため詳細は不明であるが、目視可能な範囲では概ね北東方に向かって上り傾斜。 山麓 なし
接 面 道 路 の 状 況	○ 南東側有効幅員約2m、認定外道路、舗装無	
土 地 の 利 用 状 況 等	畑としての管理はなされておらず、原野状となっている。	
埋蔵文化財等の有無	周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されていない。	
土 壌 汚 染 の 有 無	現地調査や各種資料等を勘案する限度において、土壌汚染の徴表は認定し難い。	
特 記 事 項	登米市洪水ハザードマップによると、目的土地は浸水想定区域外にある。	

(3) 物件10

位 置 ・ 交 通	JR気仙沼線BRT「陸前横山」駅の南東方・道路距離約4.2km (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	前記(1)物件2と同じ	
主 な 公 法 上 の 規 制 等	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 そ の 他 の 規 制	都市計画区域外 指定無 指定無 指定無 地域森林計画対象民有林、北西側認定外道路付近が土砂災害警戒区域(イエローゾーン)及び土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定されている可能性あり
画 地 条 件	地 積 間 口 ・ 奥 行 形 状 そ の 他	20,670㎡ 東西約320m・南北約126m やや不整形 特になし
自 然 的 条 件	気 温 ・ 乾 湿 等 風 標 高 傾 斜 ・ 地 勢 傾 斜 の 位 置 宅 地 化 の 影 響	普通 普通 約120～230m 目的土地内への立入りが困難であったため詳細は不明であるが、目視可能な範囲では概ね東方に向かって上り傾斜。 山腹 なし
接 面 道 路 の 状 況	○ 北西側有効幅員約2m、認定外道路、舗装無	
土 地 の 利 用 状 況 等	管理はなされておらず、杉を中心とした山林として利用されている。	
埋蔵文化財等の有無	周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されていない。	
土 壌 汚 染 の 有 無	現地調査や各種資料等を勘案する限度において、土壌汚染の徴表は認定し難い。	
特 記 事 項	登米市洪水ハザードマップによると、目的土地は浸水想定区域外にある。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 土地価格(物件2～5・10)

① 物件2

目的土地の土地価格を以下のとおり求めた。

番 号	標準画地価格 ア	個別格差 イ	地積 ウ	土地価格 ア×イ×ウ
2	27円/㎡	0.90	104㎡	3,000円

ア 標準画地価格(公示価格等との規準をもとに査定)

基準地：宮城(林)20-13

公示価格等 27.2円/㎡ × 時点修正 100.0 /100 × 標準化補正 100/ 100 × 地域格差 100/ 101 = 規準とした価格 27円/㎡

◇ 時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：なし

◇ 地 域 格 差：交通接近 +1、自然 ±0、宅地化 +0、行政 ±0

イ 個 別 格 差：規模▲10

ウ 地 積：登記数量による

② 物件3～5

目的土地の土地価格を以下のとおり求めた。

番 号	標準画地価格 ア	個別格差 イ	地積 ウ	土地価格 ア×イ×ウ
3	50円/㎡	0.95	1,526㎡	72,000円
4	50円/㎡	0.95	1,524㎡	72,000円
5	50円/㎡	0.95	70㎡	3,000円

ア 標準画地価格(公示価格等との規準をもとに査定)

目的土地と地域的特性が類似する地価公示標準地等の設定がないため、周辺の類似不動産に係る取引事例等を参考に、標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ 個 別 格 差：形状▲5

ウ 地 積：登記数量による

③ 物件10

目的土地の土地価格を以下のとおり求めた。

番 号	標準画地価格 ア	個別格差 イ	地積 ウ	土地価格 ア×イ×ウ
10	27円/㎡	0.97	20,670㎡	541,000円

ア 標準画地価格(公示価格等との規準をもとに査定)

基準地 : 宮城(林)20-13

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 規準とした価格
27.2円/㎡ × 100.0 /100 × 100/ 100 × 100/ 101 = 27円/㎡

◇ 時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : なし

◇ 地 域 格 差 : 交通接近 +1 、 自然 ±0 、 宅地化 +0 、 行政 ±0

イ 個 別 格 差 : 形状▲3

ウ 地 積 : 登記数量による

2 評価額の判定

前記により求めた各価格に競売市場修正等を施して、以下のとおり評価額を求めた。

番 号	基礎となる価格 ア	占有減価 修 正 イ	市 場 性 修 正 ウ	競売市場 修 正 エ	評 価 額 ア×イ×ウ×エ
2	3,000円		0.50	0.60	1,000円
3	72,000円		0.50	0.60	22,000円
4	72,000円		0.50	0.60	22,000円
5	3,000円		0.50	0.60	1,000円
10	541,000円		0.50	0.60	162,000円
一括価格(合計)					208,000円

イ 占有減価修正 : 修正の必要はないものと判断した。

ウ 市場性修正 : 目的物件は管理のなされていない山林・原野であり、需要は極めて限定的で市場滞留期間が長期に及ぶことが見込まれるので、市場性修正を上記のとおり施した。

エ 競売市場修正 : 「評価の条件」記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

※算定結果については千円未満四捨五入の処理を行った。

第6 採用した地価公示標準地等の概要

基 準 地 : 宮城(林)20-13
所 在 : 登米市津山町横山字竹の沢1番178
価 格 : 27.2円/㎡
位 置 : JR気仙沼線「柳津」駅 7.5km
価 格 時 点 : 令和6年7月1日
地 積 : 18,698㎡
搬出地点まで
の 搬 出 方 法 : 林道隣接 0m
道 路 の 状 況 : 3m林道
最 寄 集 落 : 横山 2km
利 用 状 況 : 用材林地
公法上の規制 : 都市計画区域外、地域森林計画対象民有林
地 域 の 概 要 : 標高200m、南西向緩傾斜の人工林地域

第7 附属資料

- 1 位置図(国土地理院)
- 2 公図(法第14条第1項)

以 上

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|-------------|
| 1 | 所 | 在 | 登米市津山町横山字大畑 |
| | 地 | 番 | 102番1 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 3189平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 登米市津山町横山字大畑 |
| | 地 | 番 | 133番 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 104平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 登米市津山町横山字大畑 |
| | 地 | 番 | 150番 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 1526平方メートル |
| 4 | 所 | 在 | 登米市津山町横山字大畑 |
| | 地 | 番 | 159番 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 1524平方メートル |

物 件 目 録

5 所 在 登米市津山町横山字大畑
地 番 163番
地 目 畑
地 積 70平方メートル

~~6 所 在 登米市津山町横山字大畑
地 番 101番2
地 目 畑
地 積 34平方メートル~~

~~7 所 在 登米市津山町横山字大畑
地 番 102番2
地 目 宅地
地 積 418.39平方メートル~~

~~8 所 在 登米市津山町横山字大畑
地 番 104番1
地 目 宅地
地 積 1879.13平方メートル~~

物 件 目 録

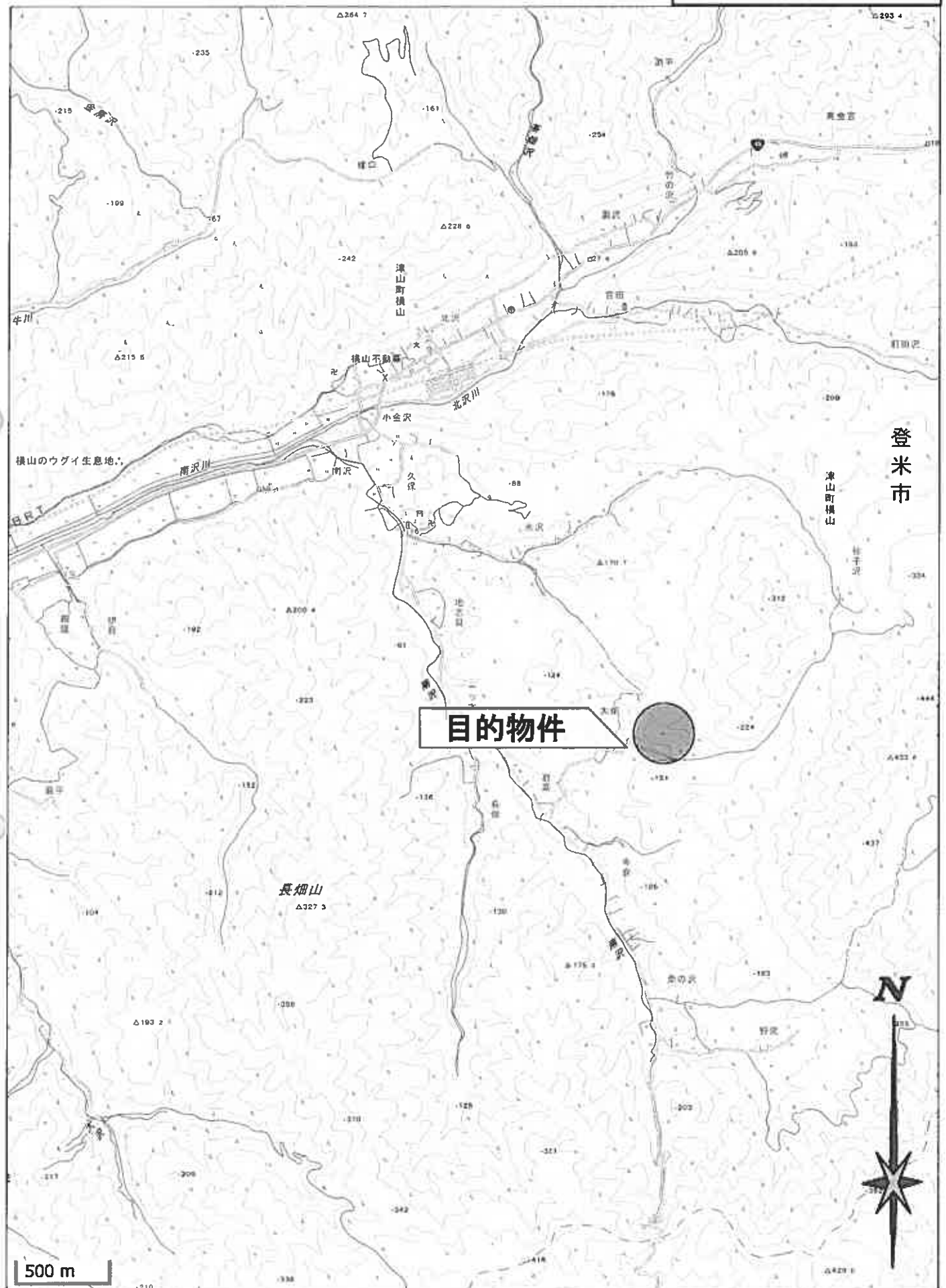
~~9~~ 所 在 登米市津山町横山字大畑104番地1
家屋 番号 104番1
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
床 面 積 273.62平方メートル

10 所 在 登米市津山町横山字大畑
地 番 187番
地 目 山林
地 積 20670平方メートル

~~11~~ 所 在 登米市津山町横山字地志貝
地 番 25番1
地 目 田
地 積 730平方メートル

~~12~~ 所 在 登米市津山町横山字地志貝
地 番 41番
地 目 田
地 積 206平方メートル

位置図



（原標價碼別：總上約定） +65507.060



(注) 国土交通省国土政策局が公表した歴国補正パラメータ(tombokutaiseiyoumiki2011.par)による修正がされています。
(注) 国土交通省国土政策局による歴国補正パラメータ(iwatesyang(2008.par)が米公譲等の理由により、修正がされていません。

請求部	所在	登米市津山町横山字大畑				地番	101番2		
出力尺	1/1000	精度区	乙二	座標系番号又は記号	ウ	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
作成年月日	昭和60年2月			調査年月日(原図)	昭和61年11月1日		備考・記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(仙台法務局登米支局管轄)

令和6年12月5日

東京法務局

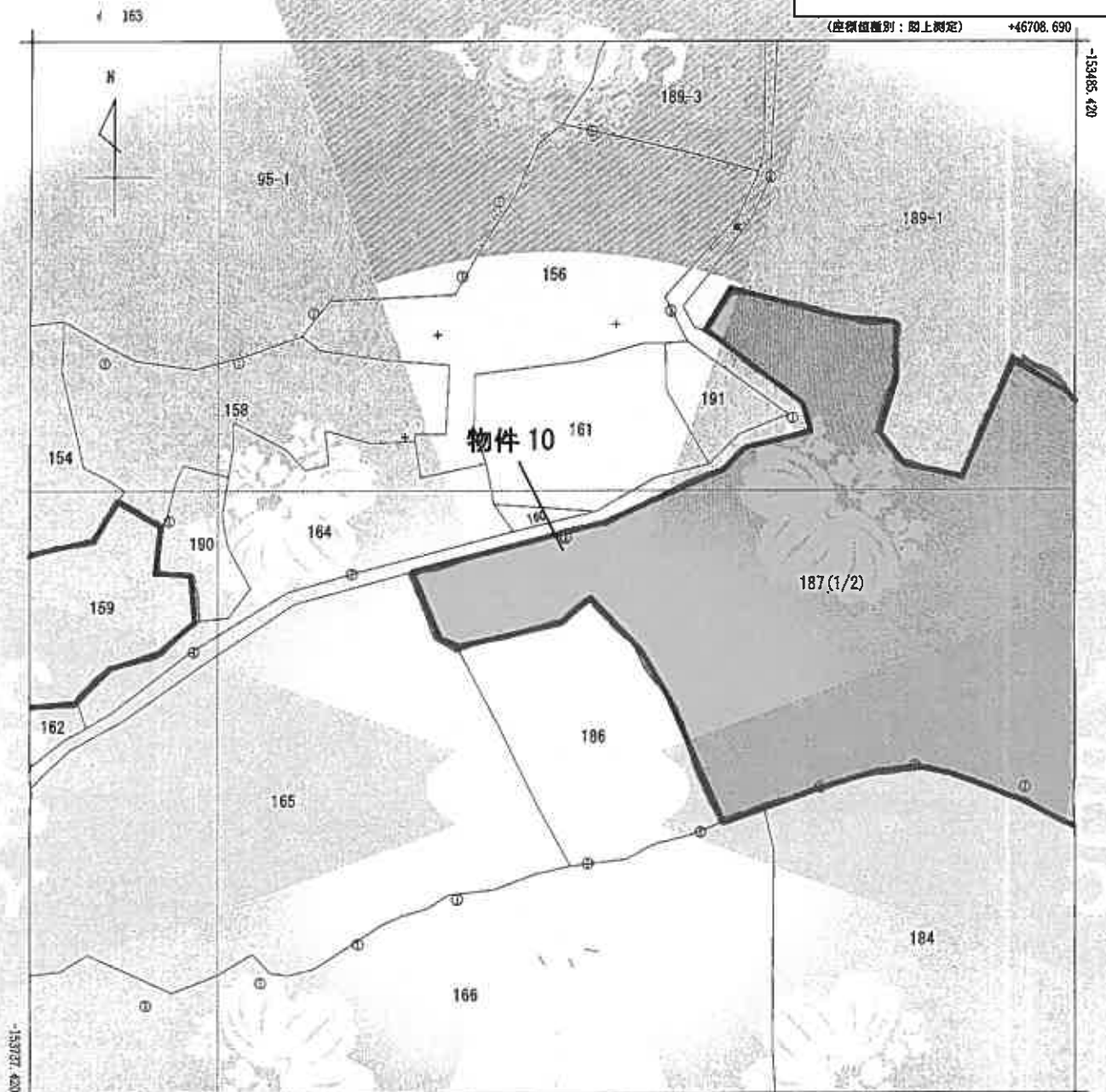
請求番号：4-1

(1/1)

登記官



公 図 2 (A3→A4 縮小)



(注) 国土地院が公表した座標補正パラメータ (toshokuninzeiropok2011.par) による修正がされています。
(注) 国土地院が公表した座標補正パラメータ (inateniyagi2008.par) が未公表等の理由により、修正がされていません。

地番区域見出し
津山町横山
宇大畑

請求区分	所在	登米市津山町横山宇大畑				地番	187番			
出力縮尺	1/1000	精度区分	乙二	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和60年2月			備付年月日(原図)	昭和61年11月1日			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(仙台法務局登米支局管轄)

令和6年12月5日

東京法務局

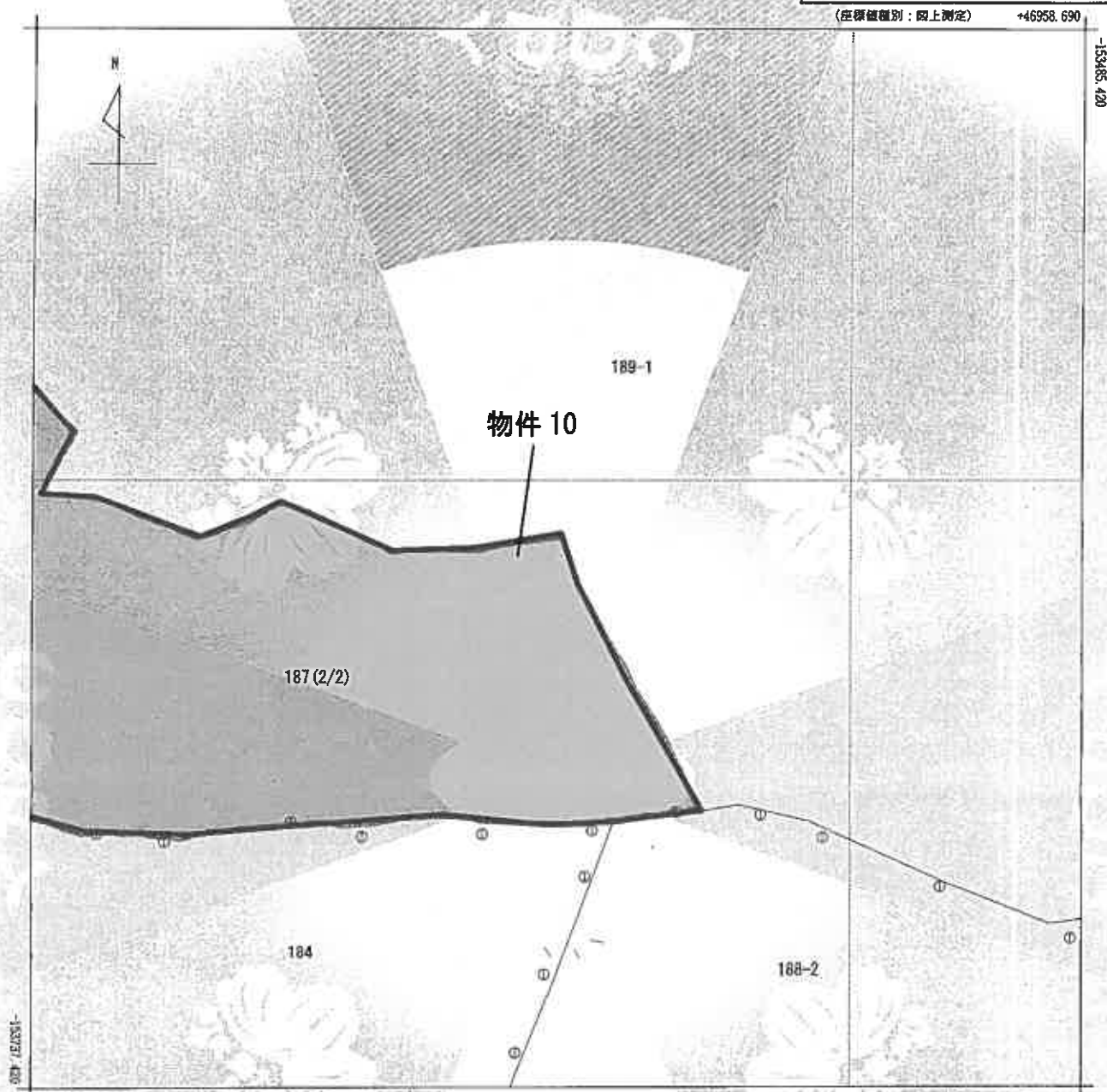
請求番号: 4-2

(1/2)

登記官



公 図 3 (A3→A4 縮小)



(注) 国土交通省国土地院が公表した座標補正パラメータ([tsukubataikeiyouseki2011.par](#))による修正がされています。
(注) 国土交通省国土地院による座標補正パラメータ([iwateniwasgi2008.par](#))が本公表等の理由により、修正がされていません。

地番区域見出し
津山町横山
字大畑

請 部	求 分	所 在	登米市津山町横山字大畑				地 番	187番			
出 幅	力 尺	1/1000	精 度 区 分	乙二	座 標 系 番 号 又 は 記 号	X	分 類	地図(法第14条第1項)		種 類	地籍図
作 年 月 日	昭和60年2月				備 付 年 月 日 (原図)	昭和61年11月1日			補 記 項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。
(仙台法務局登米支局管轄)

令和6年12月5日
東京法務局

請求番号：4-2
(2/2)

登記官

